

○ 職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案

資料3-2

【職業訓練基準の改正概要】

主要産業分野の標準的な訓練内容(教科の細目、訓練時間数の配分等)について、現状の技術動向等を踏まえより適切なものに改めるとともに、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験の科目の内容について、当該訓練内容の見直しに伴ったものに改めるもの。

【今回の改正: 普通職業訓練 電力系、製織系、アパレル系、裁縫系、木材加工系、石材系、工芸系、通信系、第一種情報処理系、第二種情報処理系
高度職業訓練 輸送機械整備技術系、服飾技術系、食品製造技術系、化学システム系、エネルギー技術系、物流システム系、接客サービス技術系、調理技術系】

・主な改正内容

(普通職業訓練の訓練内容の見直し)

電力系

☆発変電科、送配電科、電気工事科、電気設備科及び電気設備管理科の基礎科目の訓練時間を変更

基礎学科の「製図」及び「関係法規」については、各専攻学科でも学習するため、訓練時間を390時間から380時間に変更し、縮減した10時間は、各訓練施設で柔軟に技術革新に対応するための時間とする。

製織系

☆織機調整科の教科科目を変更

専攻実技の織機の据え付けや分解・組立は、織機製造メーカーが行うため、「工作実習」及び「織機分解及び組立実習」の2科目を統合し、織物の製造を行う「製織実習」とする。また、「機械の据付実習」を削除し、製織の準備工程で、縦糸の必要な本数・長さ・張力等を揃える「整経実習」を追加する。



石材系

☆石材加工科の訓練時間を変更

灯籠、石碑及び石造等多種の加工法を習得する必要があるため、専攻学科の訓練時間を220時間から240時間に拡充する(系基礎学科の訓練時間を20時間縮減)。

工芸系

☆印章彫刻科の教科科目を変更

鑄造ゴム印以外に、感光性樹脂を使用した樹脂印、レーザー光照射によるゴム印等、作成方法が多岐に渡るため、専攻学科の「印章鑄造法」について、「印章製造法」に改める。

通信系

☆電気通信科の設備を変更

「実験用電源装置」、「自動電けん装置」及び「通信用実習装置」について、現在使われていないため削り、「空中線及び接地設備」について、「送受信演習用機器類」に含まれていることから削る。

第一種情報処理系

☆OAシステム科、ソフトウェア管理科及びデータベース管理科の訓練時間を変更

それぞれの科において、専攻学科で習得するより専攻実技で習得した方が効率的なため、学科の訓練時間を150時間から100時間に変更するとともに、実技の訓練時間を250時間から300時間に変更する。

第二種情報処理系

☆プログラム設計科、システム設計科及びデータベース設計科の訓練時間を変更

専攻学科で習得するより専攻実技で習得した方が効率的なため、プログラム設計科及びデータベース設計科の学科の訓練時間を150時間から100時間に変更するとともに、実技の訓練時間を620時間から670時間に変更し、システム設計科の学科の訓練時間を150時間から100時間に変更するとともに、実技の訓練時間を650時間から700時間に変更する。

(高度職業訓練の訓練内容の見直し)

輸送機械整備技術系

☆航空機整備科の設備を変更

「洗浄装置」について、現在使われていないため削る。

食品製造技術系

☆製パン・製菓技術科の設備を変更

「製図器及び製図用具類」について、現在使われていないため削る。

化学システム系

☆環境化学科及び産業化学科の設備を変更

環境化学科及び産業化学科の「機器分析測定室」について、「実験室」に含まれていることから削り、「機器分析装置」について、「実験用機械類」に含まれていることから削り、産業化学科の「化学実験装置」について、「実験用機械類」に含まれていることから削る。

エネルギー技術系

☆原子力科の設備を変更

「測定室」について、「実験室」に含まれていることから削る。

物流システム系

☆港湾流通科及び物流情報科の設備を変更

それぞれの科において、「中央演算処理装置類」について、現在使われていないため削る。

接客サービス技術系

☆ホテルビジネス科の設備を変更

「実験室」について、現在使われていないため削る。

調理技術系

☆調理技術科の設備を変更

「実験室」及び「実験用機械類」について、現在使われていないため削る。

・文言の適正化 (普通職業訓練)

アパレル系

☆洋裁科、洋服科及び縫製科の設備を変更

文言の適正化の観点から、それぞれの科において、「人体」を「人台」に改める。

裁縫系

☆和裁科の教科科目を変更

文言の適正化の観点から、専攻実技の「補てつ実習」について「補綴実習」に改める。

木材加工系

☆木工科の教科科目を変更

文言の適正化の観点から、専攻学科の「木工品」について「木製品」に改めるとともに、専攻実技の「木工品製作実習」について「木製品製作実習」に改める。

(高度職業訓練)

服飾技術系

☆アパレル技術科及び和裁技術科の設備を変更

文言の適正化の観点から、それぞれの科において、「人体」を「人台」に改める。

(参考) 職業訓練基準等の見直しについて

職業能力開発促進法

第19条

公共職業能力開発施設における職業訓練は、厚生労働省令で定める基準に従う必要がある。

※地方自治体が設置する施設については、省令で定める基準を参酌した条例に定める基準に従うことが必要。

第28条

普通職業訓練は厚生労働省で定める職種ごとに免許等が必要。

職業能力開発促進法施行規則

第10条

普通課程の普通職業訓練に関する基準を規定。

別表第2

主要な産業分野に関し、訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

第12条

専門課程の高度職業訓練に関する基準を規定。

別表第6

主要な産業分野に関し、訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

第37条

職業訓練の免許の職種等を規定。

別表第11

免許の種類、職業訓練指導員試験の科目等を規定

一部に近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる

訓練内容の改正に併せて必要な箇所を修正

標準的な訓練内容、職業訓練指導員試験の科目等の見直し

【技能検定に関する改正概要】

技能検定の検定職種のうち、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、「複写機組立て」の廃止・「写真」の実技試験及び学科試験の科目等の見直しを行うとともに、これらに伴う技能士コースの普通職業訓練の基準の見直し等の所要の改正を行うもの。

1. 複写機組立て

☆ 検定職種の廃止

「複写機組立て（複写機の組立て・調整を行う職種）」について、近年の受検者数の減少等の状況を踏まえ、技能検定の検定職種として廃止する。

2. 写真

☆ 実技試験及び学科試験の試験科目等の見直し

「写真（写真館等で人物写真の撮影・製作をする職種）」の3級について、現像が必要な写真からデジタル仕様の写真に主流が移っている産業動向を踏まえ、実技試験の試験科目等について、現像が必要な写真に関する部分を削除し、学科試験の試験科目等について、デジタル仕様の写真に関する知識を重点化する。

3. その他

1に伴う技能士コースの普通職業訓練の基準の見直し等の所要の改正を行う。

【施行期日】 平成28年4月1日